改正後	改正前
第三十一条　削除	（証人等の宣誓） **第三十一条**　証人の宣誓は、尋問の前にさせなければならない。ただし、特別の事由があるときは、尋問の後にさせることができる。 2　宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。 3　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。 4　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。 5　前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。 6　裁判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、偽証の罰を告げなければならない。 7　前各項の規定は、当事者本人の尋問について準用する。
（鑑定人の宣誓） **第三十二条**　［1］　鑑定人の宣誓は、裁判長が、鑑定人に対し、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、鑑定人がこれを述べることができないときは、裁判長は、鑑定人に宣誓書（良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。第三項及び第五項において同じ。）に署名させ、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。 2　宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。 3　裁判長は、相当と認めるときは、第一項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。 4　裁判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、虚偽鑑定の罰を告げなければならない。 5　［略］	（鑑定人の宣誓） **第三十二条**　［1］　鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。 2　前条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、鑑定人に宣誓させる場合について準用する。 ［新設］ 3　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部改正に伴う調整規定）

第五条　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）が民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六年最高裁判所規則第十四号）の施行の日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

2　前項の場合において、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第五章　略］ 第六章　刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例 ［第一節　略］ 第二節　審理及び裁判等（第二十四条―第三十一条）	目次 ［第一章～第五章　同上］ 第六章　［同上］ ［第一節　同上］ 第二節　審理及び裁判等（第二十四条―第二十九条）